

茨城県産ほしいもトップブランド品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県産ほしいもトップブランド品の認定に係る必要な手続き等について定めるものとする。

(認定基準)

第2条 認定基準は「茨城県産ほしいもトップブランド品に係る品質基準」とする。

(認定の対象)

第3条 認定の対象は、茨城県内で生産されたかんしょを原料とし、かつ茨城県内で加工されたほしいもとする。また、認定の範囲は、認定品と同一ほ場の原料いも(同一品種)、かつ認定品と同日に加工開始され、同日に包装された製品とする。

2 密封包装されている製品とする。

(認定の申請資格)

第4条 認定の申請を行うことができる者は、認定の対象となるほしいもを製造している個人、企業、及び団体であつて、茨城県内に主たる事業所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは対象としない。

(1) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者

(2) (1)のほか、反社会勢力と密接な関係を有する者

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、茨城県産ほしいもトップブランド品認定申請書(様式第1号)に、必要な書類を添付して県に提出するものとする。

2 申請を受け付ける期間は別に定める。

(不誠実行為の禁止)

第6条 申請者は、認定の申請に当たり、事実と異なった内容等の不誠実行為を行ってはならない。

(申請内容の審査)

第7条 申請内容の審査は県が行い、審査内容は別に定める。審査の結果は「茨城県ほしいもトップブランド化評価委員会(以下「委員会」という)」に報告するものとする。

2 審査は非公開で行い、審査の経過、審査の状況に関する問合せには応じないものとする。

3 県は、審査終了後も提出された書類を申請者に返却することはない。

(認定の決定)

第8条 県は、審査及び委員会による評価の結果に基づき、認定することが適当と認める場合は認定を決定するものとし、認定された当該申請者（以下「認定事業者」という。）に対して茨城県産ほしいもトップブランド品認定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 県は、審査及び委員会による評価の結果に基づき、認定することが適当でないと認めるときは、認定しないものとし、当該申請者に対して様式第2号により通知するものとする。

3 県は、認定事業者に対して、認定品に貼付する認定マークを交付するものとする。

(認定の表示等)

第9条 認定事業者は、認定を受けたほしいもを販売する際に、その包装及び容器等に認定マークを表示するものとする。

2 認定マークは、認定品以外に表示してはならない。

(認定事業者の責務)

第10条 認定事業者は、当該認定品の情報発信を積極的に行い、茨城県産ほしいものイメージアップに努めること。

2 認定事業者は、認定品及び認定品以外のほしいも製造においても、適正な品質管理並びに流通体制の整備に努めること。

3 認定事業者は、認定品に関する営業活動の実態、販売実績、経営状況の変化等について、県の求めに応じて報告を行うこと。

(認定の取り消し)

第11条 県は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 認定基準を満たさなくなった場合

(2) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合

(3) 認定品の販売を中止した場合

(4) 公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められるとき

(損害に対する責務)

第12条 県及び委員会は、認定事業者が行う事業活動又は認定品によって損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、令和5年12月6日から適用する。

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者）
電話番号

茨城県産ほしいもトップブランド品認定申請書

茨城県産ほしいもトップブランド品の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 茨城県産ほしいもトップブランド品認定申請調書（別記様式1）
- 2 誓約書（別記様式2）
- 3 申請内容を証明する書類

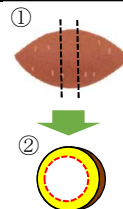
茨城県産ほしいもトップブランド品認定申請調書

1 申請者の概要

ふりがな 法人等の名称		
ふりがな 代 表 者 名		
所在地又は住所		
申請に関する 担当者連絡先	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

2 原料いも（認定申請品）に関すること

ほ場の所在地		
品種名		
加工時の糖度	(原料いもの糖度を記載すること) 度	糖度測定方法（推奨） ①. 原料いもの中央部を輪切り（厚さ約 5 cm）にする。 ②. ①の表層部を厚さ 5 mm程度で切り落とし、取り除く。 （右図のように赤点線部の外側（黄色部）を取り除く） ③. ②で残った中央部をおろし金ですりおろし、ガーゼで絞り、搾汁する。 十分に攪拌した搾汁を糖度計（デジタル糖度計、屈折糖度計）に滴下し、直ち（1 秒以内）に計測する。 この操作を 5 本行った平均値を原料いもの糖度とする。
その他 (原料いも生産に 関するこだわり)	(任意記述欄)	



3 加工工程（認定申請品）に関すること

加工場の所在地	
衛生管理状況	(営業届出の有無、食品衛生責任者の有無、衛生管理の取組状況、確認体制等について記載するとともに、衛生管理計画及び記録表等の写しを添付すること)

4 製品（認定申請品）に関すること

<p>認定申請品の加工日に関すること</p> <p>乾燥条件</p>	<p>加工開始日（原料イモの蒸煮日を記載）： _____</p> <p>乾燥条件（乾燥方法、乾燥機を使用している場合は、容量を記載すること）</p>
<p>製品の糖度</p> <p>水分率</p> <p>水分活性</p>	<p>（品質分析機関による測定値を記載するとともに、品質分析機関が発行した分析結果等の写しを添付すること）</p> <p>製品の糖度 : _____</p> <p>水分率 : _____</p> <p>水分活性 : _____</p>
<p>認定申請する製品の包装日、数量</p>	<p>※認定の範囲は、認定品と同一ほ場の原料いも（同一品種）、かつ認定品と同日に加工開始され、同日に包装された製品とする。</p> <p>包装日 : _____</p> <p>数量 : _____ kg（申請品が認定された場合に、上記の認定の範囲※に従い、認定を希望する数量を記載）</p>
<p>販売時の製品名</p> <p>内容量</p>	<p>※販売時の製品の写真を添付すること。</p> <p>製品名 : _____</p> <p>内容量 : _____ g</p>
<p>賞味期限</p> <p>保存方法</p>	<p>※賞味期限や保存方法を設定した根拠となる分析結果等の写しを添付すること。</p> <p>賞味期限 : _____</p> <p>保存方法 : _____</p>
<p>その他</p> <p>（ほしいも生産に関するこだわり）</p>	<p>（任意記述欄）</p>

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所（所在地）
氏名（名 称）
（代表者）

誓 約 書

茨城県産ほしいもトップブランド品認定申請を行うに当たり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合は、茨城県産ほしいもトップブランド品の認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

記

- 1 茨城県産ほしいもトップブランド品認定要領に規定する要件を満たしておりますので、申請資格を有しています。
- 2 茨城県産ほしいもトップブランド品認定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

認定事業者 殿

茨城県知事

茨城県産ほしいもトップブランド品認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった茨城県産ほしいもトップブランド品認定について審査した結果、認定（すること・しないこと）と決定しましたので通知します。